

注目 ピックス

「改正育児・介護休業法」が成立しました。 今年秋と、来年春、注意が必要です！

7月1日に育児休業・介護休業に関する法律を改正する法律が公布されました。
この法律の一部は「9月末までに」、残りは「来年6月末までに」施行されることとなります。

9月末までに変更されるポイント！

- ① 企業が、育児休業、介護休業等の規定に違反し、厚生労働大臣の勧告を受けたのに、それに従わなかった場合、**企業名などを公表**できるようになりました。
- ② 必要な報告をしなかったり、嘘の報告をした企業には、「**20万円以下の過料**」を課せることになりました。
→最近、「**育休切り**」が増えている問題を受け、**育児・介護休業法の違反者には厳しく対応するよう、政府も方針を打ち出しています。注意をしたいと思います。**

来年6月末までに変更されるポイント！

- 改正点は細かい部分まで含めると、かなり多いのですが、ここでは企業が実際に対策をとらなくてはならない重要な改正に絞って解説します。
- ① 今までは、**配偶者が「専業主婦(夫)」などであった場合**、労使協定を結んでいれば、そういう従業員が育児休業を取ることを企業は拒むことができました。しかし今回の改正で、労使協定を結んでも拒否することができなくなります。
→**労使協定の内容を見直しましょう。**
 - ② 同一の子について、「父」と「母」の両方が育児休業をとる場合、「**原則として子が1歳2か月に達するまで、それぞれ1年以内で**」取得可能になります(今までは「原則として子が1歳に達するまで」)。
→**就業規則(育児・介護休業規定など)の内容を見直しましょう。**
 - ③ 今までは、子供が何人であろうと、子供のいる従業員には「**年5労働日を限度**」に子供の看護をするための休暇をとれるようにするというのが義務でしたが、今後、**子供が「2人以上」の場合「10労働日を限度**」に休暇をとれるようにしなくてはいけなくなります(ただし、有給にする必要はありません)。
→**子供が1人の場合と、2人以上の場合に分けて就業規則を規定し直しましょう。**
 - ④ 3歳までの子供を育てている従業員が希望した場合は、**所定労働時間を短縮する措置**を取らなくてはいけないことになりました。ただし、労働時間を短縮するのが困難な業務の場合は、フレックスタイム制の導入に替えられます。
→**就業規則(育児・介護休業規定など)の内容を見直しましょう。**
 - ⑤ 要介護状態にある家族の介護などを行う従業員には、「**年5労働日(要介護状態の対象家族が2人以上の場合は10労働日)を限度**」に介護休暇を与えなくてはならないことになりました。
→**介護休暇について、就業規則(育児・介護休業規定など)に規定を追加しましょう。**

知^得情報

実習型雇用支援事業が
始まりました！

十分な技能・経験のない求職者を、ハローワークを通じて、実習型雇用により受け入れ、その後の正規雇用へとつなげる事業主を助成する「実習型雇用支援事業」が7月から始まりました。うまく活用すれば、1人につき160万円もらえるチャンスです！ ぜひ、積極的に活用しましょう。

実習型雇用とは？

- ① 原則6か月間の有期雇用契約を結び、その期間を実習型雇用期間とします。
- ② ハローワークや（財）産業雇用安定センターの確認を受けた実習計画書に基づいて、技能や経験を有する指導者のもとで指導を受けながら、実習や座学などを通じて必要な技能や知識を身につけます。
- ③ その後の正規雇用へとつなげていきます。

実習型雇用により求職者を受け入れるとどうなるの？

事業主に対して、下記の額が助成されます。

- ① 実習型雇用期間(6か月)：1人あたり月額10万円
- ② 実習型雇用終了後の正規雇い入れ
：1人あたり100万円
- ③ 正規雇入れ後の教育訓練：1人あたり上限50万円

対象になる事業主は？

次の要件を満たすことが必要です。

- ① ハローワークにおいて実習型雇用で求職者を受け入れるための求人登録をしていること
- ② 受け入れる求職者を実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れることを前提としていること 等

Point

企業規模、業種等の要件はありません

対象になる求職者は？

次の要件を満たすことが必要です。

- ① ハローワークに求職登録をした人で、希望する求人分野の十分な技能・経験を持っていないこと
- ② ハローワークにおいて再就職に向け実習型雇用を経験することが適当だと認められること
- ③ 過去一定期間、その事業主に雇われていた経歴がないこと 等

Point

求職者の離職前の勤務形態、年齢、雇用保険受給資格の有無等の要件はありません



8月
AUGUST

8/10	一括有期事業開始届(建設業)の提出 主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事 7月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付	8/31	個人事業税の納付<第1期>
8/31	7月分健康保険・厚生年金保険料の納付		6月決算法人の確定申告・12月決算法人の中間申告 9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告 個人事業者の当年分消費税の中間申告 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期>

あとがき◆当事務所より